

注：本文中の赤字部分は、前年度業務からの主要な変更点である

滋賀県立大学学舎等設備保守管理業務委託仕様書

この仕様書は、滋賀県立大学の学舎等に設置する電気設備・空調設備・給排水設備・昇降機設備・消防設備・その他建物に付属する機器等諸設備について、当該諸設備を効率的にかつ適正に運転操作し、また、点検・整備・監視を行うとともに事故を未然に防ぎ、設備機器の有する機能を十分に発揮させ、良好な設備管理を確保するために必要な業務に関する大要を示すものである。

なお、この業務にあたっては、以下に規定する範囲において法令、規則、その他の定めを遵守し、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の最新版に従うほか、設備の機能を常に最良の状態に保ち、建物等の安全と衛生環境を確保するよう努めるとともに、良心的に業務に専念しなければならない。

1 管理対象物件

- (1) 建物名称 滋賀県立大学学舎
所在地 彦根市八坂町2500番地
敷地面積 305,734.45㎡

名称	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	規模構造
大学管理棟他	13,013.31	21,023.26	RC3F、P1F
共通講義棟・同窓会館	940.29	853.77	木造1F
環境科学部棟	6,272.55	13,721.46	RC3F
工学部棟	7,436.30	13,309.41	RC3F
人間文化学部棟	4,130.62	7,667.99	RC3F
人間看護学部棟	6,645.48	7,709.03	RC2F他
講堂・交流センター	2,270.68	3,223.65	RC2F、S、SRC
環境管理センター	174.00	174.00	RC1F
圃場実験施設	2,852.00	2,709.89	RC・S2F他
体育館・クラブ棟	3,747.42	3,655.11	S、一部RC2F
産学連携センター	472.44	865.70	S2F
木作業所（もくれん）	87.33	130.91	木造2F
その他	352.71	346.95	RC1F

- (2) 建物名称 滋賀県立大学湖沼環境実験施設
所在地 彦根市八坂町3165番地
敷地面積 5,415㎡

名称	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	規模構造
湖沼環境実験施設	479.72	842.72	S2F

- (3) 建物名称 滋賀県立大学地域共生センター
所在地 彦根市八坂町3210番地1
敷地面積 1,887.27㎡

名称	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	規模構造
地域共生センター	340.17	621.40	S2F

- (4) 建物名称 滋賀県立大学開出今宿舍

所在地 彦根市開出今町1660番地1
敷地面積 3,392.00㎡

名称	建築面積(m2)	延床面積(m2)	規模構造
開出今宿舍	758.13	1,989.66	RC3F

(5) 建物名称 滋賀県立大学平田宿舍
所在地 彦根市平田町564番地
敷地面積 3,382.47㎡

名称	建築面積(m2)	延床面積(m2)	規模構造
平田宿舍	865.97	2,265.57	RC3F

2 設備日常運転保守管理業務

(1) 施設設備の概要

(ア) 電気設備

a. 特別高圧受配電設備（管理棟）

「表1 特別高圧受配電設備一覧」のとおり

表1 特別高圧受配電設備一覧

設備名称	数量	
ガス絶縁開閉装置	4台	
断路器	7台	
真空しゃ断器	19台	
真空開閉器	8台	
接地開閉器	6台	
避雷器	2台	
進相用コンデンサ	8台 （工事中につき全台仮撤去中）	
直列リアクトル	8台 （工事中につき全台仮撤去中）	
ガス絶縁変圧器	2台（工事中につき内1台撤去中）	
非常用自家発電設備(6.6kV 750kVA)	1式	
保護継電器	地絡継電器	1台
	方向地絡継電器	14台
	地絡過電圧継電器	4台
	過電圧継電器	3台
	過電流継電器	20台
	不足電圧継電器	5台
	比率継電器	2台
	配電盤	1式

b. 高圧受配電設備

「表2 高圧受配電設備一覧」のとおり

表 2 高圧受配電設備一覧

	特高電気室・発電機室・アクセス広場	工ネセン電気室 (低圧)	環境科学部棟・農場・圃場	人間文化学部棟	工学部棟・C・8	人間看護学部棟	体育館棟	講堂・交流センター	産学連携センター	湖沼環境実験施設	地域共生センター
柱上ガス開閉器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1台	1台
断路器	2台	-	7台	2台	4台	2台	2台	2台	1台	-	-
真空遮断器	8台	-	14台	7台	15台	7台	2台	7台	1台	-	-
真空開閉器	2台	-	4台	3台	5台	3台	-	2台	-	-	-
高圧交流負荷開閉器	10台	-	14台	7台	21台	5台	4台	4台	5台	1台	1台
進相用コンデンサ	3台	-	5台	4台	7台	3台	1台	2台	2台	1台	1台
直列リアクトル	2台	-	4台	4台	7台	3台	-	2台	-	-	-
変圧器	11台	-	16台	6台	21台	6台	3台	5台	4台	2台	2台
避雷器	-	-	-	-	-	-	1台	-	-	1台	1台
保護継電器	地絡方向継電器	1台	-	3台	1台	-	-	1台	1台	-	-
	高圧地絡継電器	-	-	-	-	8台	-	-	-	1台	1台
	過電圧継電器	-	-	-	-	1台	-	-	1台	-	-
	不足電圧継電器	2台	-	4台	2台	4台	2台	-	2台	1台	-
	過電流継電器	7台	-	12台	6台	14台	6台	2台	6台	1台	-
	低圧漏電警報器	12台	-	13台	5台	18台	7台	3台	5台	3台	2台
動力配電盤	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
電灯配電盤	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
弱電設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
直流電源設備	1台	-	2台	1台	1台	-	-	1台	-	-	-

c. 中央監視装置 (管理棟) 1式

(イ) 空調設備

	管理棟他	環境科学部棟	人間文化学部棟	工学部棟	人間看護学部棟	体育館棟	交流センター	産学連携センター	湖沼環境実験施設
ガス焚き吸収式冷温水発生機	※⑩ 3台	-	-	-	※⑨ 2台	-	※⑫ 2台	-	-
冷却塔	3台	-	-	-	2台	-	2台	-	-
膨張タンク、膨張水槽	1基	-	-	-	8基	-	1基	-	-
冷温水ハッダー (往)	3台	-	-	-	2台	-	2台	-	-
冷温水ハッダー (還)	3台	-	-	-	1台	-	1台	-	-
冷却水ポンプ	3台	-	-	-	2台	-	2台	-	-

冷温水ポンプ（1次）	3台	-	-	-	2台	-	2台	-	-
冷温水ポンプ（2次）	3台	-	-	-	2台	-	2台	-	-
循環ポンプ	1台	-	-	-	7台	-	-	-	-
固体蓄熱式電気暖房器	△ 1組	-	-	-	-	-	-	-	-
空調器(エアハンドリングユニット)	15台	△ 22台	-	31台	13台	-	4台	-	-
ファンコイルユニット	78台	-	-	-	39台	-	24台	-	-
除湿器	11台	-	-	-	-	-	-	-	-
ベースボードヒーター	51台	-	-	-	-	-	-	-	-
ディリベントファン	2台	-	-	-	-	-	-	-	-
空冷式エアコン（恒温恒湿用）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
空冷式エアコン（冷専）	4台	-	-	-	-	-	-	-	-
水冷式エアコン（冷専）	1台	-	-	-	-	-	-	-	-
ヒートポンプエアコン(設備用)	4台	1台	-	3台	-	-	-	-	-
ヒートポンプエアコン(パッケージ)	23台	18台	4台	42台	89台	3台	-	-	-
ヒートポンプエアコン(パッケージツイン)	16台	16台	-	3台	-	-	-	-	1台
ヒートポンプエアコン(ビルマルチ機)	139台	230台	152台	179台	-	-	-	-	21台
ヒートポンプエアコン(ビルマルチ機)	40台	49台	13台	33台	-	-	-	-	2台
GHPエアコン(室外機)	-	-	-	-	4台	-	-	4台	-
GHPエアコン(室内機)	-	-	-	-	30台	-	-	20台	-
給気ファン	12台	20台	12台	19台	11台	3台	6台	1台	6台
排気ファン	57台	103台	19台	72台	31台	8台	12台	6台	15台
全熱交換器、空調換気扇	177台	133台	95台	45台	66台	1台	11台	2台	6台
VAVユニット	-	-	-	110台	-	-	-	-	-
CAVユニット	-	-	-	97台	-	-	-	-	-
コイルユニット	-	-	-	-	7台	-	-	-	-
天井扇	17台	30台	39台	91台	35台	2台	18台	11台	3台
電気式床暖房システム	-	-	-	-	-	-	1式	-	-
電算室用空調システム	1式	-	-	-	-	-	-	-	-
空調自動制御システム	1式	1式	1式	1式	-	-	1式	-	-
各棟個別エアコン用集中管理コントローラ	1式								

(上記以外の空気調和設備)

* 工学部棟 フィルターユニット（クリーンルーム用） 4台

* 地域共生センター ヒートポンプ式パッケージエアコン 7台（室外機7台）

※① ガス焚き吸収式冷温水発生機(240USRT) 2台, ガス焚き吸収式冷温水発生機(120USRT) 1台

※② ガス焚き吸収式冷温水発生機(80USRT) 1台, ガス焚き吸収式冷温水発生機(60USRT) 1台

※③ ガス焚き吸収式冷温水発生機(120USRT) 2台

△印のついた機器については、休止中のため基本的に点検は不要とする

(ウ) 給排水衛生設備

	管理棟他	環境科学部棟	人間文化学部棟	工学部棟	人間看護学部棟	体育館棟	交流センター	産学連携センター	湖沼環境実験施設	地域共生センター
貯水槽（上水）	1基	1基	1基	1基	1基	1基	1基	-	-	-
貯水槽（その他）	-	-	-	1基	1基	-	-	-	2基	-
冷却水用補給水槽（空調用）	1基	△1基	-	-	-	-	-	-	-	-
消火用充水槽	1基	-	-	-	1基	-	-	-	-	-
消火水槽	1基	-	-	-	1基	-	-	-	-	-
加圧給水ポンプ（上水用）	1組	1組	1組	1組	1組	1組	1組	-	-	-
加圧給水ポンプ（空調用）	1組	-	-	-	-	-	1組	-	-	-
加圧給水ポンプ（その他）	-	-	-	1組	1組	-	-	-	2組	-
消火栓ポンプ	2台	-	-	-	1台	-	-	-	-	-
ガス湯沸器	9台	-	17台	37台	11台	4台	4台	1台	8台	1台
電気湯沸器	4台	3台	-	5台	5台	-	-	-	-	-
雨水ろ過機	-	-	-	-	1台	-	-	-	-	-
湖水ろ過器	-	-	-	-	-	-	-	-	1台	-
湖水除塵機（水産試験場） 同ろ過機	-	-	-	-	-	-	-	-	1台	-
衛 生 器 具	和風大便器	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
	洋風大便器	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
	身障用便器	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	-
	小便器 洗面器・手洗器 (洗面化粧台、電気温水器 含む)	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式

管理棟 貯水槽（FRP製55.0m³）、冷却水用補給水槽（RC造16.4m³）
消火用充水槽（FRP製0.20m³）、消火水槽（RC造27.0m³）
環境科学部棟 貯水槽（FRP製40.0m³）、冷却水用補給水槽（RC造24.0m³）
人間文化学部棟 貯水槽（FRP製30.0m³）
工学部棟 貯水槽（FRP製51.8m³）、散水用貯水槽（FRP製）
人間看護学部棟 上水受水槽（SUS製9.0m³）、雑用水槽（RC造 38m³）
消火用水槽（RC造 16.8m³）、消火用充水槽（SUS製 0.5m³）
体育館 貯水槽（FRP製 17.2m³）
講堂・交流センター 貯水槽（FRP製 14.5m³）
湖沼環境実験施設 井水用貯水槽（RC造）、湖水用貯水槽（RC造）

△印のついた機器については、休止中のため基本的に点検は不要とする

(工) 消防設備

	管理棟他	環境科学部棟	人間文化学部棟	工学部棟	人間看護学部棟	体育館棟	交流センター	産学連携センター	湖沼環境実験施設	地域共生センター
自動火災報知設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
誘導灯設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
非常用自家発電設備	1式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防排煙設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	-	-	-
屋内外消火栓設備(消火ポンプ共)	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	-	-	-
非常放送設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	-
消火器具設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
避難器具設備	1式	1式	1式	1式	1式	-	-	-	-	-

(オ) その他設備

昇降機設備

乗用エレベーター	10基
人荷用(車椅子用)エレベーター	1基
身障者用エレベーター	3基
自動扉	19台
共通講義室AV機器、放送設備等	32室

(2) 勤務態勢

設備管理業務を遂行するために常駐する技術員の勤務態勢は、次のとおりとする。

平日	昼間(午前 9時00分 ~ 午後 6時00分)	常時5名以上勤務
	夜間(午後 6時00分 ~ 午後10時00分)	常時3名以上勤務
	深夜(午後10時00分 ~ 午前 6時00分)	常時2名以上勤務
	早朝(午前 6時00分 ~ 午前 9時00分)	常時3名以上勤務
休日	終日	常時2名以上勤務

※休日は、土・日曜日、祝日、夏季集中休暇(3日間程度)および特別休暇日(年末年始6日間程度)を指す。

ただし、休日において、大学が特に必要と認める行事(オープンキャンパス、学園祭、大学入学共通テスト、特別・一般入試等)については、4名以上の勤務態勢を取ること。

(3) 保守技術員等

(ア) 技術員の資格等

設備管理業務を遂行するために、必要な技術者を常駐配置するものとし、その資格は下記のとおりとする。

また、受託者は配置する技術員の中から委託業務全般を把握できる知識および技術を有する主任者を指名し、業務の指揮監督をするものとする。

- ① 電気主任技術者(第3種以上)
- ② 建築物環境衛生管理技術者
- ③ 第一種電気工事士
- ④ 自衛消防業務講習修了者(2名)
- ⑤ 甲種4類または乙種4類の消防設備士
- ⑥ 乙種6類の消防設備士

- ⑦ 甲種危険物取扱者または乙種第4類の危険物取扱者で危険物の取扱経験が6か月以上ある者
※工学部棟危険物屋内貯蔵所の危険物保安監督者として選任するため、保安監督者としての業務も実施すること。また、法令に基づき必要な場合は保安講習を受講すること。受講に係る費用は受注者にて負担すること。

⑧ その他この仕様書に定められた業務を遂行するのに必要な資格

- (イ) 下記(5)「業務種別」のうち、(イ)①および(ウ)①の業務については、24時間対応とする。
(ウ) 勤務の交替にあたっては、機器の運転状況、保守業務の内容、警報の対応等、設備保全上必要な事項について引継を行い、設備の機能を保持しなければならない。

(4) 業務管理の基本

設備管理の業務に関し、下記の事項に注意し誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (ア) 設備管理に際しては、点検、作業、測定等建物における安全と衛生環境に関する法規に準拠し、総合計画を作成し業務を系統的かつ統一的に実施する。
(イ) 各種法令に基づく資格による官公庁への手続きは大学が行うものとする。
(ウ) 業務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
(エ) 業務の実施にあたっては、各関係諸法令等を遵守するものとする。
(オ) 業務上知り得たことについて外部に公表または漏らしてはならない。
(カ) 業務の遂行にあたっては、常に技術者相互の連絡協調を図り、かつ合理的な計画をたて的確、迅速に実施しなければならない。
(キ) 統一的な作業着を着用し、かつ中央監視室内等の環境を整頓しておかなければならない。
(ク) 常に火災予防に留意し、火気取締にあたること。
(ケ) 火災、停電、断水、その他災害や非常時・緊急時に的確な対応ができるようにマニュアルを作成し、技術員等に徹底を図るものとする。
(コ) 火災、停電、断水、その他災害や施設の非常時・緊急時において、応急処置、修理等適切な措置を講じるとともに、専門的な修繕が必要な場合は、事務局財務課と協議のうえ、関係業者に連絡を行う。
(サ) 当該月の勤務予定表および作業予定表(再委託業務も含む。)を作成し、前月末までに事務局財務課へ提出すること。なお、様式は自由とする。

(5) 業務の種別

(ア) 電気主任技術者業務

滋賀県立大学学舎の電気主任技術者を選任すること。また、電気事業法に基づき、滋賀県立大学保安規程を作成し、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安、監督の職務を実施する。

なお、同者は滋賀県立大学湖沼環境実験施設および滋賀県立大学地域共生センターの電気主任技術者を兼任するものとし、同様の業務を実施すること。

(イ) 設備機器の運転・操作・監視業務

① 日常の運転・操作・監視・記録・報告書作成

- ・設備システム全般の合理的な運転監視、総合的評価判断による適正調整
- ・中央監視盤の操作
- ・電気・水道・ガスの検針業務(約140箇所)及び報告書の作成

② 故障や異常発生時・非常時の緊急処置

(ウ) 日常巡視点検業務

- ① 各設備の巡視点検(目視など五感による点検を基本とする)・記録
- ② 点検項目に従って点検するほか、保守点検の作業性および防災・保安上の観点から「周囲の障害物の有無等」全般に共通して実施する。

(エ) 定期点検・測定業務

原則として点検周期が半年以上のもので、装置・機器を停止または試運転状態で、測定機器等を用いて、定期点検を実施する。

※上記業務の実施項目、周期等については別記「滋賀県立大学設備保守管理業務基準」ならびに各メーカー基準および各協会基準に準ずるものとし、詳細は協議によるものとする。

(オ) クレーム処理

常駐配置技術員が常備設置する工具・器具等で行える範囲の小修理作業を実施する。

主な小修理作業

① 電気設備

- ・管球類の取替や安定器の交換
- ・コンセント修理、交換
- ・スイッチ類修理、交換

②空調設備

- ・Vベルト交換
- ・冷温水および冷却水ポンプカップリングゴム交換芯出し調整
- ・冷温水および冷却水ポンプグランドパッキン増し入れ、交換
- ・水漏れ修理

③給排水衛生

- ・排水つまり除去
- ・水漏れ修理
- ・フラッシュバルブ分解修理、交換
- ・ミキシングバルブ修理、交換
- ・各水槽電極部修理
- ・給水バルブ、ボールタップ修理、交換
- ・給水ポンプグランドパッキン増し入れ、交換

④その他

- ・AV機器、放送設備不具合への対応
- ・交換に係る部品は別途大学が支給とする。

(6) 業務の主な内容

(ア) 電気主任技術者業務

電気主任技術者の行う保安、監督の職務は次の各号とする。

- ①電気工作物に係る保安教育に関する事
- ②電気工作物の工事に関する事
- ③電気工作物の保守に関する事
- ④電気工作物の運転操作に関する事
- ⑤電気工作物の災害対策に関する事
- ⑥保守業務の記録に関する事
- ⑦保守用機材および書類の整備に関する事

(イ) 電気設備管理業務

関係法令の定めるところに準拠し、次の事項を実施する。

- ①電気設備機器の運転操作および監視
- ②電気設備機器の維持管理（日常巡視点検、補修）
- ③設備に関する非常措置
- ④設備関係の測定および記録
- ⑤中央監視設備の操作、スケジュールの変更等
- ⑥官公庁検査および改修工事の立ち合い、報告
- ⑦外注保守機器の定期検査等の立ち合い、報告
- ⑧関係部署との連絡調整

(ウ) 空調設備管理業務

関係法令の定めるところに準拠し、次の事項を実施する。

① 空調運転日

原則平日で、夏季 50 日程度、冬季 80 日程度とする。ただし、休日でも空調運転する場合がありますその場所や日時についてはその都度指示する。

② 空調運転操作時間

- a 運転操作時間については、原則として8時30分から19時00分までとする。

b 図書館、電算室、事務局の運転時間は、協議による。

(工) 給排水衛生設備管理業務

関係法令の定めるところに準拠し実施する。

(オ) 消防設備管理業務

関係法令の定めるところに準拠し実施する。

- ① 消防防災設備の保守点検
- ② 各設備に関する非常措置

(カ) その他の設備の管理業務

関係法令の定めるところに準拠し、次の事項を実施する。

- ① 昇降機設備の監視および日常保守点検
- ② 自動扉の日常保守点検

(7) 業務の細目

(ア) 電気主任技術者業務

- ① 保安教育については、電気工作物の工事、維持または運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な知識および技能の教育を行う場合の意見具申を行う。
- ② 工事に関することについては、電気工作物の設備、改造等の工事計画の立案の際の意見具申を行う。
- ③ 電気工作物の保守については、保守業務の指導監督を行うほか、法に基づく技術基準に適合しない事項は、修理または改造もしくははその使用の一時停止など意見具申を行う。
事故その他異常発生時の措置についても意見具申を行う。
- ④ 災害対策については、非常災害発生時における、電気工作物に関する保安を確保するための指導監督を行う。
- ⑤ 記録に関しては、法令に定める必要な書類、保存期間についての指導監督を行う。
- ⑥ 保安用機械および書類についての整備、保存の意見具申を行う。

(イ) 電気設備管理業務

- ① 強電関係の維持管理については、電気事業法ならびに関西電力規則に基づき、自家用電気工作物保安規程に定める点検基準表のうち、下記設備機器について「日常巡視点検」の作業および次の事項を実施する。
 - ・電力受電用高圧回路機器の点検と操作
 - ・監視盤各計器類の監視と操作、各警報装置機器、継電器の点検と操作
 - ・指示計、記録計、積算電力量計、変圧器、断路器、遮断器、保護継電器の異常の有無の点検、調整および各電力量計の検針、集計
 - ・動力操作開閉器、内部機構の異常の有無の点検
 - ・配電盤各計器の巡視点検
 - ・非常用発電設備の点検、機能の保持
 - ・非常用蓄電池設備の点検、機能の保持
 - ・構内ハンドホール等の点検および水ぬき
 - ・電気室の清掃整理
- ② 弱電設備機器関係の維持保守については、次の事項によって日常保守点検を実施し、記録を提出する。
 - ・インターホン設備の通話状況の異常の有無の点検
 - ・防災設備の異常の有無の点検

(ウ) 空調設備管理業務

- ① 吸収式冷温水発生機および附属機器の運転操作、監視
運転操作および監視、定時記録、保安点検・整備
- ② 冷却塔の保守整備
定常運転の確認、清掃（必要に応じて周辺清掃を含む。）
- ③ 冷温水・冷却水ポンプの保守点検
ポンプ本体および各配管接続部・逆止弁の保守点検
- ④ 空調機の運転・監視および保守点検

- ⑤ ファンコイルユニットの保守点検
 - 運転、保守点検およびドレンパン・エアフィルターの清掃
 - ⑥ 空調換気扇ユニット保守点検
 - 運転、保守点検およびエアフィルターの清掃
 - ⑦ 給排気ファンの運転・監視および保守点検
 - 定常運転の確認、保守点検
 - ⑧ 薬注装置・膨張水槽の保守点検
 - 運転・調整（薬剤注入量等）および保守点検、配管系統・槽内の点検
 - ⑨ 空調機系統自動制御装置の保守点検
 - 自動制御装置の動作状況の確認
 - ⑩ 冷温水ヘッダー保守点検
 - 配管系の損傷・錆・漏水の有無の点検
 - ⑪ 定期保守機器の定期検査等の立ち合い、報告
 - 定期保守点検依頼業者の定期点検・検査時の立ち合い、報告
 - ⑫ その他の各種エアコンの保守点検
 - 保守点検およびエアフィルター等の清掃（2回／年実施）
 - （資源循環実験棟 小動物実験室2は、24回／年実施）
 - フロン排出抑制法に定める簡易点検（4回／年実施）
 - フロン排出抑制法に定める定期点検（1回／年実施、対象機器は別表5による）
 - ⑬ 集中管理コントローラ等による個別エアコンの運転操作、監視
 - 運転操作および監視、設定変更（電力デマンド変更時の設定変更含む）
- (工) 給排水、給湯設備の保守点検
 - ① 受水槽・膨張水槽他の水槽設備の保守点検
 - 各水槽の保守点検、配管・槽内の点検
 - ② 各種給湯設備の保守点検
 - 設備機器の保守点検、運転状態の確認、配管・水栓の点検
 - ③ 各種ポンプ類の保守点検
 - 設備機器の保守点検、運転状態の確認、配管・圧力タンクの点検
 - ④ 衛生機器・洗面器具の保守点検、調整
 - 便器の洗浄設備、洗面器の給排水状況等の点検、調整
 - ⑤ ろ過器の保守点検
 - 保守点検およびストレーナーの清掃（12回／年実施）
 - （湖水除塵機ろ過機は、6回／年実施）
 - ⑥ 雨水排水設備点検
 - ルーフトレンおよびその周辺の日常点検、排水ポンプ類の保守点検、
 - 雨水枡（主にグレーチング部）の点検および泥溜の土砂撤去（年2回）
- (オ) 消防設備管理業務
 - 以下の設備の動作状況の確認、点検、調整
 - ① 消火器
 - 変形、損傷、腐食、操作装置の異常の有無の点検および整備
 - ② 屋内消火栓設備（連結送水口を含む。）
 - 機器の破損、変形および脱落、腐食の有無の点検
 - ③ 自動火災報知設備（ガス漏れ警報設備を含む。）
 - 機器の破損、変形および脱落、腐食の有無の点検および整備
 - ④ 非常放送設備
 - 機器の破損、変形および腐食の有無の点検と非常放送への切替テスト実施
 - ⑤ 誘導灯設備

機器の破損、変形および腐食の有無の点検と予備電源への切替確認

⑥ 防排煙設備

機器の破損、変形および脱落、腐食の有無の点検と作動の障害となるもの有無の点検

⑦ 自家用発電機設備

起動用蓄電池の電圧確認、無負荷試験運転の実施

⑧ 非常用蓄電池設備

各セルの電圧、液量等の確認および均等充電の実施

(カ) その他の設備

①昇降機設備の監視および日常保守点検

異常の有無の監視および正常な運転状態であることの確認

なお、運転時間は8:30~18:00とし、その他運転休止日、ならびに上記時間以外の特
別の運転操作については協議による。

②昇降機設備の定期点検

関係法規に基づき、月1回定期的に点検する。

建築基準法第12条に基づく定期検査は「9 エレベーター設備保守点検業務」に基づく

③自動扉の日常保守点検

作動状況の確認および日常保守点検

(8) 経費の負担

(ア) 大学の負担

- ① 中央監視室等、管理上必要な施設および設備
- ② 机、ロッカー等の事務用備品
- ③ 蛍光灯、管球等の消耗品および整備用部品とそれらの収納場所
- ④ 各種の点検、記録用紙
- ⑤ 管理上必要な光熱水費
- ⑥ 管理上必要な通信費

(イ) 受託者の負担

- ①保守管理上必要な備品および工具ならびに測定機器
- ②委託者が提供する以外の事務消耗用品

(9) 損害賠償

業務上の事故等について、受託者の取扱い不備や操作不良等により機器を損傷させたときおよび受託者の責に帰する理由により発生した事故は、受託者の責任において措置するものとし、これにより発生した損害は受託者が負担するものとする。また、事故発生の原因および被害の内容については、速やかに事務局財務課へ報告するものとする。

(10) その他

- (ア) 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度、大学と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (イ) 作業の実施にあたっては、事務局財務課とあらかじめ日程等について打ち合わせを行い、構内の業務に支障のないよう留意しなければならない。
- (ウ) 構内で工事等が行われる場合においては、関係業者等と相互に連絡を取り合い協調して、業務が円滑に遂行するよう努めなければならない。

3 環境衛生管理業務

「滋賀県立大学」の建物内環境を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下単に「ビル管法」という。）」ならびに「学校保健安全法」に基づく「学校環境衛生基準」および水道法等に基づいて適正に維持管理するとともに、建築物環境衛生管理技術者（以下単に「ビル管理技術者」という。）を選任し、下記の各業務を行ない、その記録を法定保存期間の間保持管理するものとする。

(1) 業務の種類

- (ア) 建築物環境衛生管理技術者の選任および管理業務
- (イ) 空気環境測定業務（構内40ポイント）2ヶ月以内毎に1回実施
- (ウ) 飲料水用貯水槽清掃業務 年1回実施

- (工) 飲料水用貯水槽検査業務 年1回実施
- (オ) 水質検査業務
 - ① 残留塩素濃度測定業務 7日以内毎に1回実施
 - ② 精密項目検査業務 年1回実施
 - ③ 一般項目検査業務 年1回実施
- (カ) 揮発性有機化合物測定 8か所 年1回実施
- (キ) ダニ又はアレルゲン測定 8か所 年1回実施
- (ク) 照度・まぶしさ・騒音測定 15か所 年2回実施
- (ケ) 冷却塔 冷却水総トリハロメタン分析 1か所 年1回実施
- (コ) 冷却塔 冷却水レジオネラ属菌測定 3か所 年1回実施
- (サ) ねずみ等の調査および防除
事前調査および駆除作業（年2回）、防除管理作業（月1回）

(2) 業務の内容

(ア) 建築物環境衛生管理技術者の選任および管理業務

「ビル管法」に基づき、建物の維持管理が環境衛生上、適正に行われるように監督させるためビル管理技術者を選任し、関連の管理業務を実施する。

- ①月1回以上の構内巡視、点検（空気環境の調整関係、給排水関係、清掃関係、ゴミ処理関係、昆虫等の発生状況について）
- ②維持管理業務計画立案、全般的な監督
- ③環境衛生上の維持管理に関する測定または検査の実施とその結果の評価
- ④環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤維持管理が管理基準に従って行われるようにする必要がある場合の意見具申
- ⑥帳簿書類の保持管理（5年間保存）
 - a 管理基準に関する帳簿書類
 - ・空気環境の調整、給水および排水の管理、清掃ならびに昆虫などの防除の状況
 - ・これらの措置に関する測定または検査の結果
 - ・当該措置に関する設備の点検および整備の状況
 - b 特定建築物の維持管理に関し、環境衛生上に必要な事項を記載した帳簿書類

(イ) 空気環境測定業務

測定はビル管理技術者または空気環境測定実施者（講習終了者）1名によって行う。

- ① 測定業務は、1つの測定点に対して1日3回（始業時、中間、終業前）測定する。
- ② 測定の対象は、浮遊粉塵、一酸化炭素、二酸化炭素、二酸化窒素、温度、相対湿度、気流の7項目とする。
- ③ 「ビル管法」と「学校衛生基準」の双方の基準と比較すること。ただし片方にしか基準がない場合はその基準のみと比較すること。

(ウ) 飲料水用貯水槽清掃業務

「ビル管法」および「水道法（簡易専用水道にかかる項目）」に基づき定期的に行うものとする。

- ①水槽内部の汚泥の搬出、清掃、洗浄、消毒
- ②実施後の残留塩素の測定、色度、濁度、臭気、味の検査
- ③作業前後の写真撮影および報告書の作成
- ④簡易専用水道検査の立ち合い（検査料含む）

(エ) 飲料水用貯水槽検査業務

「水道法（簡易専用水道にかかる項目）」に基づき定期的に次の検査を行うものとする。

- ①水槽内部の汚水等の衛生上有害なものの混入の恐れの有無。
- ②水槽および周辺の清潔保持。
- ③水槽内部における沈殿物等の異常な物質の有無。

(オ) 水質検査業務

- ① 残留塩素濃度測定業務については、末端の水栓に含まれる残留塩素の測定（7箇所）を7日以内毎に1回定期的にを行う。その場合において異常を認めたときは、ただちに適正な措置を講ずる。
- ② 精密項目検査および一般項目検査業務については、水質基準に関する厚生省令に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法により、6ヶ月以内毎に1回実施し、1回目は精密項目について検査を実施し、2回目は一般項目について検査を行うものとする。なお、検査の項目については下記表のとおりとする。
- ※但し、精密項目検査は6月～9月の間に実施するものとする。

検 査 項 目	一 般 項 目	精 密 項 目
1. 一般細菌	○	○
2. 大腸菌	○	○
3. 亜硝酸態窒素	○	○
4. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○
5. 塩化物イオン	○	○
6. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○
7. PH値	○	○
8. 味	○	○
9. 臭気	○	○
10. 色度	○	○
11. 濁度	○	○
12. 鉛及びその化合物	○	○
13. 亜鉛及びその化合物	○	○
14. 鉄及びその化合物	○	○
15. 銅及びその化合物	○	○
16. 蒸発残留物	○	○
17. シアン化物イオン及び塩化シアン		○
18. 塩素酸		○
19. クロロ酢酸		○
20. クロロホルム		○
21. ジクロロ酢酸		○
22. ジブロモクロロメタン		○
23. 臭素酸		○
24. 総トリハロメタン		○
25. トリクロロ酢酸		○
26. ブロモジクロロメタン		○
27. ブロモホルム		○
28. ホルムアルデヒド		○

(カ) 揮発性有機化合物

学校衛環境生基準に基づき行う。測定箇所の詳細は別途協議とする。

(キ) ダニ又はアレルゲン測定

学校衛環境生基準に基づき行う。測定箇所の詳細は別途協議とする。

(ク) 照度・まぶしさ・騒音測定

学校衛環境生基準に基づき行う。測定箇所の詳細は別途協議とする。

(ケ) 冷却塔 総トリハロメタン分析

水質基準に関する厚生省令に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法に基づき測定する。測定箇所の詳細は別途協議とする。

(コ) 冷却塔 冷却水レジオネラ属菌測定

レジオネラ症防止指針に基づき測定する。測定箇所の詳細は別途協議とする。

(サ) ねずみ等の調査および防除

- ① 業務の対象は、大学学舎、湖沼環境実験施設および地域共生センターとする。ただし、食堂・厨房（2か所）、喫茶、売店およびその事務所は対象外とする
- ② 防除対象のねずみ等とは「ねずみ」「ゴキブリ」「蚊」「ハエ」とする
- ③ 駆除作業をより有効とするため、その実施に先立ち、害虫等の生息状況等を事前に調査すること。調査および駆除作業は年2回実施し、その実施日は9月および3月を標準とするが別途協議とする。
- ④ 防除管理作業はねずみ等の発生状況について定期的に調査を行うものであり、概ね月1回実施する。調査の結果、ねずみ等の生息が確認されれば、すみやかに駆除作業を実施する。
- ⑤ この業務に必要な器具および消耗品等については受託者の負担とする

4 自家用電気工作物定期点検業務

「滋賀県立大学」に設置する自家用電気工作物について電気事業法（昭和39年法律第170号）および電気保安規程に基づき、次の各設備について年1回の定期精密点検を行うものとする。

(1) 点検内容

(ア) 特高受配電設備および自家発電設備

接地抵抗測定	Ea, Eb, Ed	1式
継電器特性試験	(NV型)	1式
ガス絶縁開閉装置点検		1式
真空遮断器点検		1式
真空開閉器点検		1式
ガス絶縁変圧器点検		1式
進相用コンデンサ点検		1式
閉鎖配電盤点検（収納補機含む）		1式
シーケンス試験		1式
非常用自家発電設備点検		1式
その他機器点検・清掃		1式

上記点検の機器数量は「表1 特別高圧受配電設備一覧」のとおり

(イ) 高圧受変電設備

接地抵抗測定	Ea, Eb, Ec, Ed	1式
絶縁抵抗測定	高圧回路・低圧幹線	1式
継電器特性試験		1式
柱上ガス開閉器点検		1式
断路器点検		1式
真空遮断器点検		1式
真空開閉器点検		1式
高圧負荷開閉器点検		1式
進相用コンデンサ点検		1式
リアクトル点検		1式
変圧器点検		1式
避雷器点検		1式
高圧電力ケーブル点検		1式
閉鎖配電盤点検（収納補機含む）		1式
シーケンス試験		1式

上記点検の機器数量は「表2 高圧受配電設備一覧」のとおり

- (2) 点検実施日
点検の実施日については長時間停電が必要となるので、あらかじめ事務局財務課と協議して定めるものとする。
(原則、土曜日に実施)
- (3) 実施計画の提出
点検業務の実施に先立ち次の事項についての計画書を事務局財務課に提出し、その承諾を得るものとする。
(ア) 停電時間とその範囲
(イ) 点検作業時間
(ウ) 点検作業中における電気事故防止措置
- (4) 緊急時の措置
緊急を要する事態（火災、地震等）が発生したときは、安全かつ速やかに点検業務を中止し、関係施設および設備が使用できるよう措置を施すものとする。
- (5) 必要機器への電源供給等
事務局の指示により、停電時も稼働が必要な機器について、仮設発電機を設置および接続し対応する。また、機器によってはドライアイスで対応する。（発電用燃料、ドライアイスは本学から支給）
- (6) その他
(ア) 業務終了後は結果報告書を速やかに事務局財務課に提出するものとする。
(イ) 点検に伴い、一般送配電事業者（関西電力送配電株式会社）に対して高圧引込開閉器の操作依頼をする場合の費用は、発注者にて負担する
(ウ) 非常用発電機の実負荷運転については、協議の上で実施する
(エ) 本業務の実施にあたり、滋賀県立大学の業務に支障が生ずる恐れがあるときは、事務局財務課と協議の上適切な措置を講ずるものとする。

5 消防設備法定点検業務

「滋賀県立大学」に設置する消防用設備について、消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準および消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」および「消防用設備等の種類および点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式（平成6年2月1日消防庁告示第2号）」に定めるところにより、外観・機能点検および総合点検を各1回行うものとする。

(1) 対象設備および試験

		管理棟他	環境科学部棟	人間文化学部棟	工学部棟	人間看護学部棟	体育館棟	交流センター	産学連携センター	湖沼環境実験施設	地域共生センター	
自動火災報知設備	防災盤	2面	—	—	—	—	—	—	—	1面	1面	
	CRT盤	1面	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	副受信機	1面	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	表示盤	1面	1面	—	—	1面	—	1面	—	—	—	
	総合盤	発信機	48個	56個	21個	44個	14個	15個	8個	2個	2個	2個
	〃	表示灯	45個	56個	21個	44個	14個	15個	8個	2個	2個	2個
	〃	バル	—	1個	—	17個	—	—	—	2個	—	—
	差動式スポット型感知器		554個	662個	199個	101個	232個	61個	86個	60個	47個	13個
	定温式スポット型感知器		24個	50個	30個	51個	33個	11個	5個	4個	13個	13個
	光電式煙感知器		172個	53個	47個	265個	7個	2個	48個	5個	—	6個
	光電分離式煙感知器		2組	—	—	—	—	4組	—	—	—	—
	差動式分布型感知器		—	—	—	—	—	—	—	1個	—	—
	燐化リン式スポット型感知器		—	—	—	—	57個	—	—	—	—	—

	光電式煙感知器3種廻	-	-	-	9 個	30 個	-	-	-	-	-
	ガス漏れ感知器	24 個	144個	23 個	78 個	3 個	2個	4 個	6個	16個	-
	誘導灯設備	83 台	66 台	28 台	67 個	-	2台	22台	9台	3台	2台
	非常用自家発電設備	1 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消火栓設備	消火栓ポンプ	2 基	-	-	-	1 基	-	-	-	-	-
	消火栓ボックス	27台	20 台	34 台	54 台	5 台	15台	13台	-	-	-
	制御盤	2 面	-	-	-	1 面	-	-	-	-	-
	電源回路	1 式	-	-	-	1 式	-	-	-	-	-
	放水テスト	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	-	-	-
設備 非常 放送	防災アンプ	11台	-	-	-	-	-	-	-	1 台	-
	スピーカー	463個	373個	203個	288個	161個	18個	52個	26個	23個	-
	電源設備	1 式	-	-	-	-	-	-	-	1 式	-
	避難器具設備	3 台	1 台	3 台	2 台	-	-	-	-	-	-
	消火器具設備	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
	火炎伝送防止消火装置	1 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不活性ガス消火設備	1 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-

管理棟他 自動火災報知設備 複合防災盤 (GR型)
 自火報 259L ガス 128L
 (防排煙 768L アナログポイント 515L)

(2) 業務内容

(ア) 外観・機能点検 (6カ月ごと)

各設備機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、その他主として外観から、または簡易な操作により機器の状態を確認する。

(イ) 総合点検 (1年ごと)

各設備の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、総合的な機能を設備等の種類に応じて確認する。

(ウ) 防火対象物定期点検 (1年ごと)

防火対象物の交流センターについて、消防法に基づき点検を実施する。

(エ) 防災管理定期点検 (1年ごと)

大学学舎の防災管理について、消防法に基づき点検を実施する。

(3) 点検実施日

点検の実施日については、あらかじめ事務局財務課と協議して定めるものとする。

なお、外観・機能点検の内、非常放送設備点検については、原則、点検毎に休日2日間 (計4日間) で実施するものとする。

(4) その他

業務終了後は、点検結果報告書を速やかに事務局財務課に提出するものとする。

6 防災監視盤保守点検業務

「滋賀県立大学」に設置する防災監視設備について、その機器の良好な作動状態が維持できるよう、年2回の点検を行うものとする。

(1) 対象設備および試験

(ア) GR型受信機	1面
(イ) インターフェイス盤	1面
(ウ) CRT盤	1面
(エ) グラフィックパネル	1面
(オ) 端子盤	1面
(カ) 中継器盤	1式

(2) 業務内容

(ア) 外観全般

- ・塗装うき、傷、錆、汚損等の有無の確認
- ・扉の閉まり具合の確認
- ・ハンドルのかたつきの確認
- ・操作部カバーの開閉状態の確認
- ・配線の整線状態の確認
- ・基板の傷、割れ等の確認
- ・ヒューズの容量、切断の有無の確認
- ・予備品の抜けの有無の確認
- ・ネジ、ボルトのゆるみの有無の確認
- ・端子の緩み、過熱、抜け等の確認
- ・コネクタの緩み、過熱、抜け等の確認
- ・その他異臭、異常音等の有無の確認
- ・シール、ラベル等の表示の有無の確認
- ・カード類の汚れ、緩み、抜け等の有無の確認

(イ) 受信機点検操作部の機能

下記各種機能スイッチの動作確認

- ・電池試験スイッチ機能
- ・ランプチェックスイッチ機能
- ・試験復旧スイッチ機能
- ・一斉試験スイッチ機能
- ・トラブル確認スイッチ機能
- ・未動作確認スイッチ機能
- ・動作確認スイッチ機能
- ・防排煙連動停止スイッチ機能の確認
- ・空調器連動停止スイッチ機能の確認
- ・消火栓連動停止スイッチ機能の確認
- ・消火栓始動スイッチ機能の確認
- ・個別試験スイッチ機能
- ・個別制御スイッチ機能
- ・地区音響一斉鳴動試験スイッチ機能

(ウ) 受信機デジタル表示部

- ・表示機能の確認

(エ) 受信機標準操作部

下記各種機能スイッチの動作確認

- ・交流電源灯機能
- ・スイッチ注意灯機能
- ・電話灯機能
- ・消火栓始動灯機能
- ・火災断定スイッチ機能
- ・主音響完全停止スイッチ機能
- ・地区音響停止スイッチ機能
- ・内部警報停止スイッチ機能
- ・復旧スイッチ機能

(オ) CRT表示部

下記各種機能および機能スイッチの動作確認

- ・色ズレ、輝度、画面ズレ、画面揺れ、表示漏れ
- ・各スイッチ機能（作動表示、ブザー停止、画面消去、表示送り、電池試験）

- (カ) プリンター印字部
 - ・印字状態および紙送り機能の確認
- (キ) 非常電話発信表示機能
 - ・発信表示機能の確認
- (ク) 非常電話通話部
 - ・通話機能の確認
- (ケ) 非常電話電源部
 - ・入出力電圧の確認（入出力とも定格値の±10%）
- (コ) 電源ユニット入出力端子部
 - ・入出力電圧の確認（入出力とも定格値の±10%）
- (3) その他

業務終了後は、点検結果報告書を速やかに事務局財務課に提出するものとする。

7 空調用熱源設備保守点検および冷却水処理業務

「滋賀県立大学」に設置する吸収式冷温水発生機について、機器を良好な運転状態に保ち、所要の性能を確保するため、年間6回の定期点検を実施するものとする。

(1) 対象設備

(ア) 管理棟

三洋電機製

ガス焚き吸収式冷温水発生機	BUW-240CG2	2台
	ACW-120CG2L	1台

(イ) 人間看護学部棟

川重冷熱工業(株)

ガス焚き吸収式冷温水発生機	ΣTEG 120DN6	2台
---------------	-------------	----

(ウ) 講堂・交流センター

川崎重工製

ガス焚き吸収式冷温水発生機	GLA-80H	1台
	GWM-60H	1台

(2) 点検内容

(ア) 冷房インシーズン点検

- ① 燃焼装置点検
- ② 安全保護装置点検
- ③ 付帯設備切替済確認
- ④ 本体および操作盤の切替
- ⑤ 抽気関係点検チェック
- ⑥ 運転調整データ採取

(イ) 冷房オンシーズン点検

- ① 高温再生器点検
- ② 燃焼関係点検
- ③ 抽気関係チェック

(ウ) 冷房オフシーズン点検

- ① 高温再生器点検
- ② 燃焼関係点検
- ③ 抽気関係チェック
- ④ 各部品外観検査

(エ) 暖房インシーズン点検

- ① 燃焼装置点検

- ②安全保護装置点検
- ③付帯設備切替済確認
- ④本体および操作盤の切替
- ⑤抽気関係点検チェック
- ⑥運転調整データ採取
- (オ) 暖房オンシーズン点検
 - ①高温再生器点検
 - ②燃焼関係点検
 - ③抽気関係チェック
- (カ) 暖房オフシーズン点検
 - ①高温再生器点検
 - ②燃焼関係点検
 - ③抽気関係チェック
 - ④各部品外観検査
- (キ) 冷却水系チューブブラッシング洗浄作業 (年1回実施)
- (ク) 吸収液およびインヒビター分析 (年1回実施)
- (ケ) 冷却水処理薬剤
 - ①管理棟 年間200kg投入
 - ②人間看護学部棟 年間100kg投入
 - ③講堂・交流センター年間 50kg投入
- (3) その他
 - (ア) 点検消耗品 (補充用冷媒、ウエス、チューブ掃除用消耗品)
 - (イ) 除外 (別途) 項目
 - ①前項 (ア) 記載以外の交換部品等
 - ②溶液ポンプおよび冷媒ポンプ分解整備・交換
 - ③燃焼装置の分解整備、抽気装置部品交換
 - ④チューブ過流探傷検査
 - ⑤溶液精製および溶液交換、炉内洗浄、保温保冷補修および塗装補修
 - (ウ) 業務終了後は、点検結果報告書を事務局財務課に提出するものとする。

8 自動制御機器保守管理業務

空調設備等にかかる中央監視装置および自動制御システムについて、点検および調整ならびに物品の交換を行うことにより、機器を正常に保ち、良好な稼働状態を維持するとともに、故障、事故等を未然に防止する。また、異常時においては、迅速かつ確実に対応するものとする。

- (1) 対象設備
 - (ア) 中央監視装置
 - (イ) 自動制御システム等
 - *設備の詳細は、別表1および別表2のとおり
- (2) 点検内容
 - 別表3のとおり
- (3) その他
 - (ア) 臨時に新たな措置が必要になったときは、その旨を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
 - (イ) 点検、調整に必要な資機材、その他受託者が負担することが適当と認められるものについては、受託者の負担とする。
 - (ウ) 不時の故障等、異常の発生時には、専門の技術者による臨時の保守作業を行う。
 - (エ) 機器または部品の不良により交換の必要が生じた場合は、事務局財務課に報告し、承認を受けた後に実施する。
 なお、交換部品代金は別途とするが、その交換作業費は本契約に含まれるものとし、一品当たり5,000円未満 (販売基準価格) の交換部品 (消耗品を除く。) については、本契約にて補償するものとする。

(オ) 中央監視装置のうち、SMSⅡ・DSSⅡ・SCSを対象として、寿命部品（冷却ファン、バッテリー、電源、ハードディスク等）の標準交換周期による定期交換を実施する。なお、監視用PC・プリンターに関しては、装置内コントロールカード等の偶発故障における部品費および修理費、オーバーホール費用は別途とする。

(カ) 以下の事項については、この契約にかかる保守管理業務の適用対象から除外する。

- ・調節弁の取外し、取付けおよび弁グラウンドパッキンの取替工事ならびにそれに伴う配管・保温工事
- ・計装用電気配管・配線の変更工事ならびに新規工事
- ・計器の仕様変更に伴う計装用配管および配線工事
- ・ダンパー本体の点検

9 エレベーター設備保守点検業務

「滋賀県立大学」に設置する、エレベーター設備について、関係法令に基づき、その機能が正常に維持されるよう月1回（講堂、交流センター棟の車イス専用については、年6回）定期的に点検する。（建築基準法に基づく検査を含む）

(1) 対象設備

①管理棟

インバーター制御式エレベーター

750kg 45m/min 3停止 5基

②環境科学部棟

油圧式マイコン制御式エレベーター

750kg 45m/min 3停止 2基

③工学部棟

油圧式マイコン制御式エレベーター

750kg 45m/min 3停止 1基

インバーター制御式エレベーター

750kg 45m/min 3停止 1基

④人間文化学部棟

機械室レス・ロープ式 インバーター制御式エレベーター（遠隔監視装置付）

7500N 45m/min 3停止 1基

⑤人間看護学部棟

インバーター制御式エレベーター

750kg 45m/min 2停止 2基

⑥講堂、交流センター棟

油圧式マイコン制御式エレベーター

750kg 45m/min 2停止 1基

油圧式エレベーター（車イス専用）

220kg 3.6m/min 2停止 1基

(2) 業務内容

(ア) フルメンテナンス契約（車イス専用を除く。）

毎月1回（ただし遠隔監視装置付の場合はメーカー標準に基づき、最長3か月に1回まで延長可能）定期的に点検と機器の修理、部品の取替・調整を摩耗、劣化の状況に合わせて適切な時期に随時行い、常にエレベーターの機能を良好な状態に維持する。メーカーもしくはメーカーが指定する代理店と契約すること。

各機器、装置の修理および部品の取り替えなどで発生する費用は、委託料に含んで処理する。

(イ) 除外（別途）となる事項

- ① 所有者・利用者の不注意、不適当な使用等の過失、仕様変更、天災等の不可抗力の事故により発生する修理工事
- ② 意匠部品（かご・かご床タイル・しきい・三方枠・外側板・内側板等）の塗装、メッキ直し、修理および部品の取替工事
- ③ フルメンテナンス工事の取替装置機器の搬入に必要な建築関係工事

- ④ 昇降路周壁ならびに建屋部分の改修
- ⑤ 関係諸法令の改正または官公庁の命令・要求による設備の改修または新規附属物の追加に関する工事、新型への取替
- ⑥ 夜間、休日の点検作業（ただし、緊急対応を除く。）

(3) その他

- (ア) 点検等作業に必要な時間は運転休止状態とする。
- (イ) 業務終了後は、点検結果報告書を速やかに事務局財務課に提出し、その承認のもとで所管行政庁へ提出すること。

10 自動扉保守点検業務

「滋賀県立大学」に設置する、自動扉設備について、その機能が正常に維持されるよう年4回定期的に点検するものとする。

(1) 対象設備

①管理棟	DS-21型ドアエンジン	15台
②講堂、交流センター	DS-21型ドアエンジン	1台
③産学連携センター	DS-11型ドアエンジン	1台
④共通講義棟・同窓会館	DC-6型ドアエンジン	2台

(2) 業務内容

年4回定期的に点検と機器の修理、部品の取替・調整を摩耗、劣化の状況に合わせて適切な時期に随時行い、常に自動扉の機能を良好な状態に維持する。

(3) その他

- (ア) 点検等作業に必要な時間は運転休止状態とする。
- (イ) 業務終了後は、点検結果報告書を速やかに事務局財務課に提出するものとする。

11 ガスヒートポンプエアコン保守業務

「滋賀県立大学」に設置するガスヒートポンプエアコンについて、機器を良好な運転状態に保ち、所要の性能を確保するため、**ガス供給事業者（大阪ガス）と13年（3万時間）保守タイプ標準保守契約（※）を締結する。**

※定期点検および故障修理含む。修理部品は規定品かつ時間内のみ無償。詳細は大阪ガスの規約による

(1) 対象設備概要

産学連携センター

パナソニック製（2024年製）

室外機型式 U-GH560U1DR 2台

U-GH450U1DR 2台

室内機（20台）およびインテリジェントコントローラ（1台）

人間看護学部棟

サンヨー製（2004年製）

室外機型式 SGP-H450J1G 3台

SGP-H355J1G 1台

室内機（30台）および集中コントローラ（1台）

(2) 定期点検内容（下記以外についても、ガス供給事業者の標準メニューに基づき実施する）

- (ア) エンジンオイルの交換および補充
- (イ) エンジン系の点検
 - ①燃料ガスの外部漏れ点検
 - ②回転数の確認
 - ③エアクリーナーの洗浄、点検等
- (ウ) 冷却水レベルの確認
- (エ) 安全保護装置の確認
- (オ) 冷媒、冷凍機の油漏れ点検

- (カ) 運転状態の点検、調節
- (キ) ウォーターホースバンドの緩み点検
- (ク) その他、不備箇所の点検等
- (3) その他
 - (ア) 除外（別途）項目
 - オプション品、フィルター洗浄およびコイル洗浄、オーバーホール
 - (イ) 業務終了後は、点検結果報告書を事務局財務課に提出する。

1.2 エアコン用集中コントローラ保守点検業務

「滋賀県立大学」管理棟に設置するエアコン用集中コントローラについて、機器を良好な運転状態に保ち、所要の性能を確保するため、年1回の定期点検、遠隔サポート（オンライン監視装置を取付）および故障時の修理対応を実施するものとする。

- (1) 対象設備
 - 管理棟
 - ダイキン製 インテリジェントタッチマネージャー DCM601B1 4台
- (2) 点検内容
 - (ア) コントローラ動作試験
 - (イ) 対抗試験
 - (ウ) システムデータバックアップ
 - (エ) メーター値 誤差修正
 - (オ) 機器清掃・調整

1.3 宿舍消防法定点検業務

「宿舍」に設置する消防用設備について、消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備（平成7年2月7日消防庁告示第5号）等の点検の基準および消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」および「消防用設備等の種類および点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法ならびに点検の結果についての様式（平成6年2月1日消防庁告示第2号）」に定めるところにより、外観・機能点検および総合点検を各1回行うものとする。

- (1) 対象物件
 - (ア) 名称 滋賀県立大学開出今宿舍
 - 所在地 滋賀県彦根市開出今町1660番地1
 - 施設の規模

敷地面積	3,392.00㎡	建築面積	758.13㎡
延床面積	1,989.648㎡	RC造	3階
 - (イ) 名称 滋賀県立大学平田宿舍
 - 所在地 滋賀県彦根市平田町564番地
 - 施設の規模

敷地面積	3,382.47㎡	建築面積	865.97㎡
延床面積	2,265.57㎡	RC造	3階
- (2) 対象設備
 - (ア) 滋賀県立大学開出今宿舍

① 非常警報設備	12台
② 避難器具	4台
③ 消火器具	13本
 - (イ) 滋賀県立大学平田宿舍

① 非常警報設備	18台
② 避難器具	2台
③ 消火器具	18本

(3) 業務内容

- (ア) 外観・機能点検（6カ月ごと）
 - 各設備機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、その他主として外観から、または簡易な操作によ

り機器の状態を確認する。

(イ) 総合点検（1年ごと）

各設備の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、総合的な機能を設備等の種類に応じて確認する。

(4) その他

業務終了後は、点検結果報告書を速やかに事務局財務課に提出するものとする。

1.4 自衛消防業務

本学の建築物が自衛消防組織の設置を要する防火対象物とされている（消防法第8条の2の5）ことから、別表4「自衛消防隊業務」のとおり「初期消火班」「設備監視班」および「通報連絡班」を編成し火災その他の災害の被害の軽減のため、消防・防災設備等の監視および操作とともに防火・防災管理業務を行うものとする。

なお、「初期消火班」「設備監視班」の班長は自衛消防業務講習修了者とする。

1.5 防火設備定期検査報告業務

講堂・交流センターは特定建築物となっていることから、防火設備について建築基準法に基づき防火設備定期検査を実施する。実施後は点検結果報告書を速やかに事務局財務課に提出し、その承認のもとで所管行政庁へ提出すること。

(1) 対象設備

講堂・交流センター

防火シャッター 1か所

防火扉 4か所

1.6 その他の業務

(1) 電動バリアカーに関する業務

学内に設置する電動バリアカーについて、大学監督職員が指示する際の電動バリアカーの開放、閉鎖操作を実施すること。また、電動バリアカーの鎖が破損した際の補修も実施すること。（補修ピンは大学から支給する）

(2) 簡易修繕業務の立会

事務局が発注した修繕業務について、簡易な業務で事務局が指示した場合に立会いを行うこと。

(3) 降雪対応

事務局の指示に基づき、降雪前に凍結防止剤の散布および降雪時に融雪剤の散布を行う。散布場所はアクセス広場のバス停周辺および北側駐車場入り口スロープ周辺とする。凍結防止剤および融雪剤は事務局から支給する。

1.7 主要工事等の予定（参考）

今年度の主な工事等の予定は次のとおり。ただし変更する場合がある。

- ① 特高受変電設備改修（R5年度～R8年度）
- ② 自家発電変電設備改修（R6年度～R7年度）
- ③ A0・A5棟空調設備改修（R6年度～R8年度）
- ④ 交流センター空調設備改修（R6年度～R8年度）
- ⑤ C棟・D棟トイレ改修
- ⑥ B棟外壁等改修

これらの工事について、調査等に協力すること。

以上

別表1 「自動制御機器一覧表」

1 概要	A0棟1階防災センターに中央監視装置が設置しており、省力化、省エネルギー化、安全性の確保および快適な環境の実現等を目的として熱源、空調、衛生、受変電、照明および防災設備等の各種機器の総合的で効率的な管理、監視、制御を行う。
2 中央監視盤	savic-net FX ((株)山武製) 最大管理点数 6,000点
3 中央監視 主要設備	「別表2-1」のとおり
4 熱源・空調 系統一覧	「別表2-2」のとおり
5 制御機能	<p>(1) 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ①カレンダー制御 ②タイムスケジュール制御 ③機器連動制御 ④論理演算 ⑤積算値上限監視 <p>(2) 空調</p> <ul style="list-style-type: none"> ①季節切換制御 ②最適起動停止制御 <p>(3) 電気</p> <ul style="list-style-type: none"> ①停電制御 ②自家発起動時順序投入制御 ③自家負荷配分制御 ④復電制御 ⑤電力デマンド監視 ⑥電力デマンド制御 ⑦電力デマンド履歴 ⑧力率改善制御 ⑨照明発停 <p>(4) 防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火災処理制御
7 データ管理 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・運転時間／投入回数監視 ・日報、月報表示 ・トレンド表示印字 ・バーチャルプリンター ・ユーザデータ加工支援

8 BEMS機能	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー目標達成度評価 ・ベンチマーキングリポート ・室内快適性評価 ・エネルギー使用量管理
9 BAS診断機能	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔から自動で伝送状態を監視、診断 ・伝送の安定稼働監視 ・各ユニットのシステム安定稼働監視 ・データファイルのバックアップ
10 ビルディングスコープ (インターネットでの観覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用状況をコストに換算し、損益評価への観覧 ・グラフ表示による、エネルギー使用目標に対する進捗管理 ・室内環境の快適・不快判定 ・エネルギー消費状況と室内快適性のバランスの総合的な評価の観覧

別表2-1 中央監視装置主要設備

設備名称	設備の詳細	
1. 中央監視装置	①監視用PC	2台
	②SMS (システムマネジメントサーバ)	1台
	③DSS (データストレージサーバ)	1台
	④SCS (システムコアサーバ)	9台
	⑤19" LCD (液晶ディスプレイ)	1台
	⑥GP (受変電グラフィックパネル)	1面
	⑦CLP (カラーレーザープリンタ)	1台
2. ポイント	①発停ポイント	1185点
	②遠隔設定ポイント	237点
	③状態監視ポイント	1395点
	④故障警報監視ポイント	396点
	⑤温度計測ポイント	316点
	⑥湿度計測ポイント	80点
	⑦一般アナログポイント	39点
	⑧積算ポイント	42点
	⑨設定ポイント	174点

※点検内容については、別表3-1、3-2を参照

別表2-2 熱源・空調系統一覧

設備名称	設備の詳細
1. 中央棟 (Aブロック)	熱源廻り制御 1組 空調機廻り制御 15組 冷温水発生機廻り制御 1組 冷却塔制御 3組 パッケージ制御 2組 除湿機制御 11組 計測 1組
2. 環境科学部棟 (Bブロック)	① 空調機制御 2組
3. 環境科学部 圃場実験施設	① パッケージ加湿制御 1組 ファン風量切替 4組 計測系統 1組 ビルマルチ加湿制御 14組
4. 工学部棟 (Cブロック)	① 空調機制御 14組 空調機廻り制御 5組 空調換気扇廻り制御 1組 外気取入OAファン制御 (東系統) 1組 外気取入OAファン制御 (西系統) 1組 HEX湿度制御 3組 1階電気室ファン発停制御 1組 受水槽制御 1組
5. 人間文化学部 (Dブロック)	① ファン発停制御 1組
6. 人間看護学部棟 (Eブロック)	① 熱源制御系統 1組 冷却塔制御 2組 空調機制御 (1) 7組 空調機制御 (2) 6組 ファン発停制御 1組 外気温度計測 1組 ファンコイル制御 29組
7. 交流センター	① 熱源制御系統 1組 空調機制御 4組 冷温水発生機廻り制御 1組 冷却塔制御 2組 ファン発停制御 1組
8. 自動制御盤 (補助機器)	1式

※点検内容については、別表3-3を参照

別表3-1 [中央監視システム等] 点検基準

点検項目	点検内容 (点検周期:1年)
1. SMS II	(1) システム情報の確認 (2) インジケータ表示確認 (3) データファイルのバックアップ作成 (4) 給電状態の確認 (5) 各部のクリーンアップ (6) ケーブル・コネクタ類の装着状態の確認 (7) 外観点検 (8) バッテリーの定期交換
2. DSS II	(1) システム情報の確認 (2) インジケータ表示確認 (3) データファイルのバックアップ作成 (4) 給電状態の確認 (5) 各部のクリーンアップ (6) ケーブル・コネクタ類の装着状態の確認 (7) 外観点検 (8) バッテリーの定期交換
3. SCS	(1) システム情報の確認 (2) インジケータ表示確認 (3) データファイルのバックアップ作成 (4) 給電状態の確認 (5) 各部のクリーンアップ (6) ケーブル・コネクタ類の装着状態の確認 (7) 外観点検 (8) バッテリーの定期交換

※監視用PCおよびプリンタは非常点検のみ。

別表3-2 [中央監視システムBAS診断] 点検基準

点検項目	点検内容 (点検周期:1ヶ月)
1. SMS II	(1) システム情報・設定情報の確認 (2) データファイルのバックアップ作成 (3) システム各種ログの保存 (4) 内部温度状態の確認 (5) 電源・バッテリー状態の確認 (6) ハードディスク状態の確認 (7) Ethernet通信状態の確認
2. DSS II	(1) システム情報・設定情報の確認 (2) データファイルのバックアップ作成 (3) システム各種ログの保存 (4) 内部温度状態の確認 (5) 電源・バッテリー状態の確認 (6) ハードディスク状態の確認 (7) Ethernet通信状態の確認
3. SCS	(1) システム情報・設定情報の確認 (2) データファイルのバックアップ作成 (3) システム各種ログの保存 (4) 内部温度状態の確認 (5) 電源・バッテリー状態の確認 (6) Ethernet通信状態の確認 (7) NC-bus通信状態の確認
4. リモートユニット	(1) エラー情報の確認 (2) データファイルのバックアップ作成

◎BAS診断は、遠隔から実施。

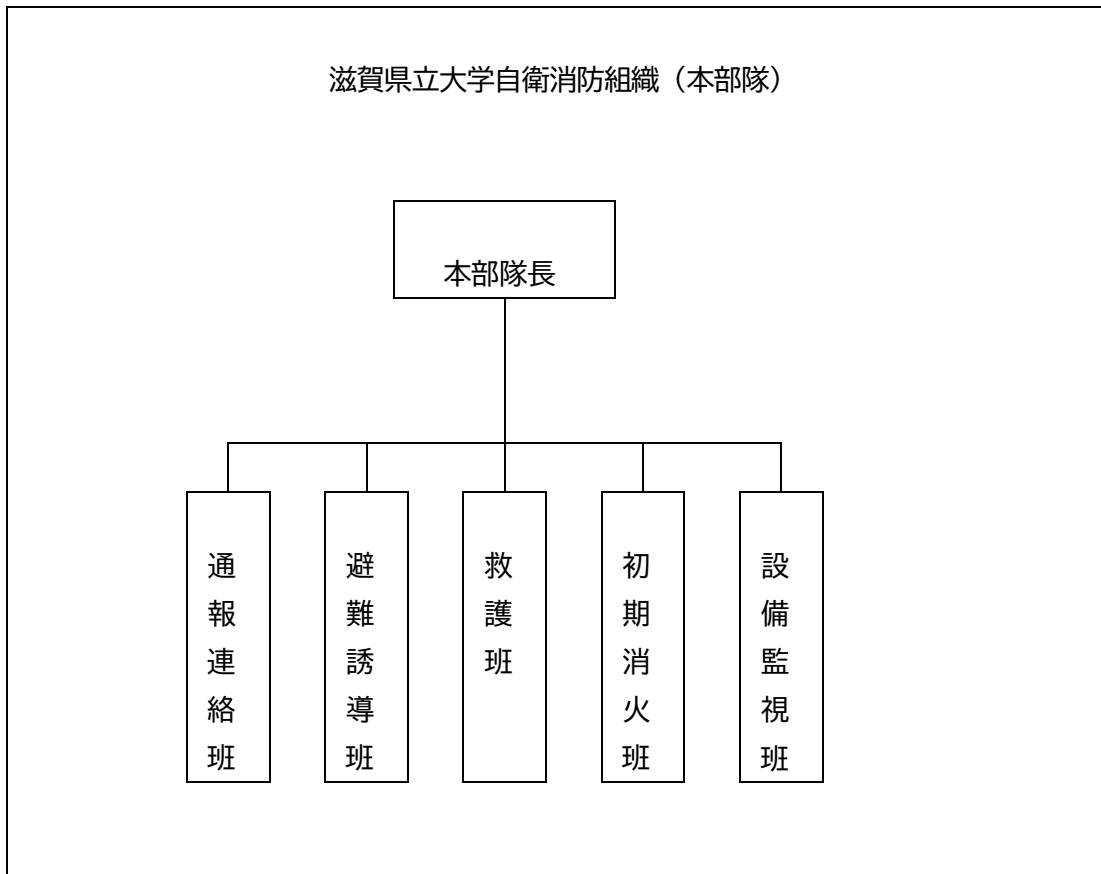
別表3-3 [中央監視システム等] 点検基準

点検項目	点検内容 年1回
<p>1. 電子式 自動制御機器</p>	<p>(1) 検出器・発信器</p> <p>① 外観目視点検および取付状態の確認 配線端子の緩みおよび増し締め 実測または標準試験器による誤差点検および校正 検出器または発信器・調節計・操作部等、関連部とのループ作業点検調整 実制御状態での点検・確認・調整</p> <p>(2) 調節計</p> <p>① 外観目視点検および取付状態の確認 塵埃除去 配線端子の緩みおよび増し締め 各設定の確認・調整（比例帯・積分値・微分値・不感帯・動作隙間） 実測に対する点検校正 検出器または発信器・調節計・操作部等、関連部とのループ作業点検調整 規定値・最適値の設定 実制御状態での点検・確認・調整</p> <p>(3) 調節計（プログラマブル式）</p> <p>① 外観目視点検および取付状態の確認 塵埃除去 配線端子の緩みおよび増し締め 電源電圧・各制御電圧の確認 各ファイルのデリート状態およびエラー状態の確認 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 上位伝送状態点検・確認 各入出力信号（発停・警報・アナログ）に対する調節計の作動確認 実測に対する点検校正 検出器または発信器・調節計・操作部等、関連部とのループ作業点検調整 規定値・最適値の設定 実制御状態での点検・確認・調整</p> <p>(4) 変換器</p> <p>① 外観目視点検および取付状態の確認 塵埃除去 配線端子の緩みおよび増し締め 電源電圧の点検 標準試験器によるゼロ・スパン調整 各設定に対する出力信号の点検・調整 検出器または発信器・調節計・操作部等、関連部とのループ作業点検調整 実制御状態での点検・確認・調整</p>

	<p>(5) 操作器</p> <p>① 外観目視点検および取付状態の確認</p> <p>塵埃除去</p> <p>リンケージ組み付け状態の確認、ストローク・回転角度調整</p> <p>モータの回転作動・回転角度の点検</p> <p>ポテンシオメータ接触点の清掃・点検</p> <p>検出器または発信器・調節計・操作部等、関連部とのループ作業点検調整</p> <p>実制御状態での点検・確認・調整</p>
<p>2 自動制御用調節弁 (プログラマブル式)</p>	<p>① 外観目視点検および取付状態の確認</p> <p>塵埃除去</p> <p>グラウンド部漏れ点検</p> <p>バルブストローク点検、閉止位置での漏れ点検・調整</p> <p>検出器または発信器・調節計・操作部等、関連部とのループ作業点検調整</p> <p>実制御状態での点検・確認・調整</p>

別表4 「自衛消防業務」

「滋賀県立大学」が設置する自衛消防組織のうち初期消火班および設備監理班の班長1名（自衛消防業務講習修了者）、班員2名以上を任命、非常放送設備取扱者として通報連絡班員2名以上を任命し、各班において防火・防災管理業務を行う。



初期消火班

- 1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業
- 2 事務局消火班、各学部消火班が行う消火作業への指導指揮

設備監理班

- 1 学内への非常放送及び指示命令の伝達
- 2 消防用設備等の監視
- 3 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖
- 4 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止
- 5 エレベーターの非常時の措置
- 6 学舎図面等必要な関係書類の準備
- 7 学舎被害状況の把握および応急措置（設備）

別表5 「フロン排出抑制法定期点検対象機器一覧」(令和7年度)

棟名等	系統	室名等	メーカー	機種番号	圧縮機容量合計(kW)	圧縮機場所	種類
A1	ACP-A1-1	101~104, 117~120	ダイキン	RXUP560FB	14.06	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A1	ACP-A1-2	105~111, 114~116, 自習室	ダイキン	RXUP950FB	22.69	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A1	ACP-A1-3	112, 113(中講義室)	ダイキン	RXUP560FB	14.06	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A1	ACP-A1-4	201, 208~212	ダイキン	RXUP950FB	22.69	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A1	ACP-A1-5	202, 203, 206, 207	ダイキン	RXUP560FB	14.06	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A1	ACP-A1-6	204, 205(中講義室)	ダイキン	RXUP670FB	17.18	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A1	ACP-A1-7	301, 302(中講義室)	ダイキン	RXUP950FB	22.69	地上(A1棟南西側)	ビルマル
A5	1-A5-1	コンピューター室	ダイキン	SRYP560BR	13.2	(室内機内)	設備用
A5	3-A5-2-201	情報処理演習室1	ダイキン	SRYP560BR	13.2	(室内機内)	設備用
A5	4-A5-2-202	情報処理演習室2	ダイキン	SRYP560BR	13.2	(室内機内)	設備用
A5	5-A5-2-203	情報処理演習室3	ダイキン	SRYP560BR	13.2	(室内機内)	設備用
D0	D0	1, 2階	ダイキン	RXUP670F	14.68	屋外(D1棟横)	ビルマル
D1	D1-1	3階	ダイキン	RXUP900F	16.04	屋外(D1棟横)	ビルマル
D1	D1-2	1, 2階	ダイキン	RXUP900F	16.04	屋外(D1棟横)	ビルマル
D2	D2-1	2階(205~210), 3階	ダイキン	RXUP950F	19.5	屋外(D2棟横)	ビルマル
D2	D2-2	1, 2(201~204)階	ダイキン	RXUP950F	19.5	屋外(D2棟横)	ビルマル
D3	D3-1	3階	ダイキン	RXUP730F	13.6	D4棟屋上	ビルマル
D3	D3-2	2, 3階	ダイキン	RXUP775F	15.5	D4棟屋上	ビルマル
D4	D4-1	2階(201~205, 207), 3階	ダイキン	RXUP775F	15.5	D4棟屋上	ビルマル
D4	D4-2	1, 2階(206, 207)	ダイキン	RXUP775F	15.5	D4棟屋上	ビルマル
D5	D5-1	1階	ダイキン	RXUP730F	13.6	D5棟屋上	ビルマル
D5	D5-2	2階	ダイキン	RXUP775F	15.5	D5棟屋上	ビルマル
D6	D6-1	101, 102	ダイキン	RXUP850F	15.2	屋外(D6棟横)	ビルマル
D6	D6-2	103~105	ダイキン	RXUP850F	15.2	屋外(D6棟横)	ビルマル

注：この表は該当年度のフロン排出抑制法に定める定期点検対象機器を示すものであり、自主点検はここに記載のない機器についても行う必要がある

委託業務共通事項

1 業務体制等に関する事項

(1) 業務責任者の設置と業務体制の確立

受託者は、事務責任者、事務副責任者、業務責任者、業務副責任者および業務担当者を置き、業務体制を組織し、業務の適正な遂行管理を図らなければならない。

ア 本社等の体制

(ア) 事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者

(イ) 事務副責任者

事務責任者を補佐し、事務責任者が不在となる場合その職務を代行する者

イ 現場の体制

(ア) 業務責任者

① 業務を総合的に把握し、かつ調整を行い業務担当者を指揮監督する者

② 業務の履行に関する委託者との連絡および調整を行う。

③ 委託者からの業務に関する指示事項の受任および仕様書に定めのない特別事項の承諾を行う。

(イ) 業務副責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者が不在となる場合その職務を代行する者

(ウ) 業務担当者

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者

(2) 業務計画の作成

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、作業工程、業務を行う者が有する資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書（別記様式1）を作成し、大学監督職員提出しなければならない。

(3) 業務実施状況の報告

業務責任者は、業務完了後直ちに業務の実施状況を記載した業務報告書を作成し、大学監督職員に提出しなければならない。

(4) 服務規律

ア 受託者は、業務に従事する者に対し、業務を行うに適した統一された服装および名札を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にしなければならない。

イ 受託者は、業務の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除または期間満了後においても同様とする。

ウ 受託者は、大学の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 受託者は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時には速やかに控室等の業務に

関係した箇所の後片づけおよび清掃を行わなければならない。

2 その他の遵守事項等

(1) 施設保全、安全管理、危険防止等

ア 受託者は、業務の実施に当たって、火災、障害、盗難に注意しなければならない。また、危険を伴う作業については、関係法令に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

イ 受託者は、業務の実施に当たって、大学または第三者に危害または損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

(2) 受託者の負担の範囲

業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、契約図書に別に記載がある場合以外は大学の負担とする。

(3) 資料等の整理・保管

ア 受託者は、業務に関係する図面、図書等の資料の保管を行い、必要な場合に速やかに取り出せるよう整理しておかなければならない。

イ 受託者は、支給された消耗品および予備品の在庫の状況を把握し、不足する場合には、事前に大学監督職員に報告しなければならない。

(4) 使用機器、材料の承認

受託者は、業務の実施に当たって使用する機器、材料等について、事前に大学監督職員に届け出、承認を得なければならない。

(5) 従業者控室等の貸与

ア 大学は、業務の遂行のため、受託者が必要とする従業者控室等を貸与する。

イ 受託者は、提供された従業者控室等を常に整理整頓に心掛け、契約期間満了時、契約解除時または大学監督職員から明け渡しを求められたときは現状回復を行い、大学監督職員の確認を受けなければならない。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応について

ア 受託者は、新型コロナウイルス感染症の拡散防止に努めること。

イ 受託者は、社内関係者や現場技術員等の本業務の関係者に罹患者が発生した場合には、適切な対応を取るとともに、直ちに大学にその旨を報告しなければならない。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず業務の進捗に影響が生ずる場合は、その対応について大学と協議すること。

(7) その他

業務中に破損、故障箇所を発見した場合には、その状況を大学監督職員に報告しなければならない。

3 契約図書に関する事項

(1) 仕様書等の優先順位

全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、特記仕様書を定めた場合において共通仕様書との間に相違がある場合、あるいは契約書と仕様書との間に相違がある場合、その優先順位は、

- ① 契約書
- ② 仕様書
 - ②-1 特記仕様書
 - ②-2 共通仕様書

の順とする。

(2) 疑義に対する協議

受託者は、契約図書に明示のない場合または疑義を生じた場合は、大学監督職員と協議する。

(様式1)

(契約責任者)

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

業 務 計 画 書

委 託 業 務 名

(受託者)

所在地

名 称

代表者

印

(様式1-1)

業務責任者等届

令和 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学
理事長

(受託者)
所在地
名称
代表者

印

次のとおり届けます。

記

委託業務名 ()

	氏 名	資 格 等
事務責任者		
事務副責任者		
業務責任者		
業務副責任者		

- ※ 業務責任者は、業務現場に置ける責任者を記入して下さい。
- ※ 業務副責任者も同様に記入して下さい。
- ※ 資格を証明する書類の写しを添付して下さい。
- ※ 変更があった場合にも、速やかに届け出て下さい。

(様式1-2)

業務実施体制表

委託業務名 ()

		氏 名	連 絡 先
1	事務責任者		TEL
2	事務副責任者		TEL
3	業務責任者		TEL
4	業務副責任者		TEL
5	業務担当者		
6	〃		
7	〃		
8	〃		
9	〃		
10	〃		
11	〃		
12	〃		
13	〃		
14	〃		
15	〃		

以上の者は、当社の従業員であることに相違ありません。

令和 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学
理事長

(受託者)
所在地
名 称
代表者

印

- ※ 雇用を証明する書類（雇用契約書、雇用保険証等）を提示してください。
- ※ 変更があった場合にも、速やかに届け出てください。

(様式1-3)

資格者名一覧

委託業務名 ()

		氏名	資格名
1	電気主任技術者		第3種以上
2	建築物環境技術者衛生管理		
3	電気工事士		第一種
4	自衛消防業務講習受講者		
5	自衛消防業務講習受講者		
6	消防設備士		甲種4類または乙種4類
7	消防設備士		乙種6類
8	危険物取扱者		甲種または乙種第4類に限る
9	その他		
10			
11			
12			
13			
14			

以上の者は、当社の従業員であることに相違ありません。

令和 年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学
理事長

(受託者)
所在地
名称
代表者

印

- ※ 資格を証明する書類を提出してください。
- ※ 変更があった場合にも、速やかに届け出てください。